

**国立市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を  
改正する条例案**

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 8 月 2 9 日

提出者 国立市長 佐藤 一 夫

(説 明) 建築基準法施行令の一部改正等に伴い、事業所の排煙設備の基準を改めるため、条例の一部を改正するものである。

**国立市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を  
改正する条例案**

国立市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 6 年 1 0 月国立市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 8 条第 7 号イの表及び第 4 3 条第 7 号イの表中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第 3 項第 1 号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 9 号」を「同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 1 0 号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。